

新居浜市生活排水処理基本計画（案）令和8年3月中間見直し の概要

計画の位置づけ

新居浜市生活排水処理基本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的な生活排水処理を行うための基本方針であり、生活排水の発生から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

計画の期間

令和3年度～令和12年度の10年間（令和7年度中間見直し）

主な見直し事項

- 公共下水道の整備進捗状況等の更新（P13、17）
- 浄化槽処理促進区域の指定（P14、17）
- 令和6年度し尿処理手数料の改定（P23）
- その他、数値や人口データ等を最新のものに更新

処理目標等

（1）生活排水の処理目標

	計画当初 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
生活排水処理率	77.9%	87.7%	92.5%

（2）生活排水処理人口

	計画当初 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
1. 行政区域内人口	118,521	114,200	104,245
2. 計画処理区域内人口	118,521	114,200	104,245
3. 水洗化人口 (生活雑排水処理)	92,306	100,111	96,411

計画の基本理念、基本方針

生活排水処理は、水環境の保全と公衆衛生の確保を目的としています。生活排水の適正処理により公共用渓域の水質改善を図るとともに、地域住民の理解と協力のもと、快適で豊かな生活環境の形成を目指しています。本市では、この考え方に基づき、生活排水処理施設の整備を進めています。

公共下水道事業計画区域内では、老朽化対策や耐震化対策に早急に取り組むとともに、整備については居住誘導区域内を基本しながら、効果・効率的な整備を実施します。また、公共下水道が整備された区域では、全ての家庭や事業所が公共下水道へ接続するよう、啓発・指導を行います。

一方、公共下水道事業計画区域外（市内全域）を浄化槽処理促進区域とし、合併処理浄化槽の設置を推進します。補助金制度を活用し、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

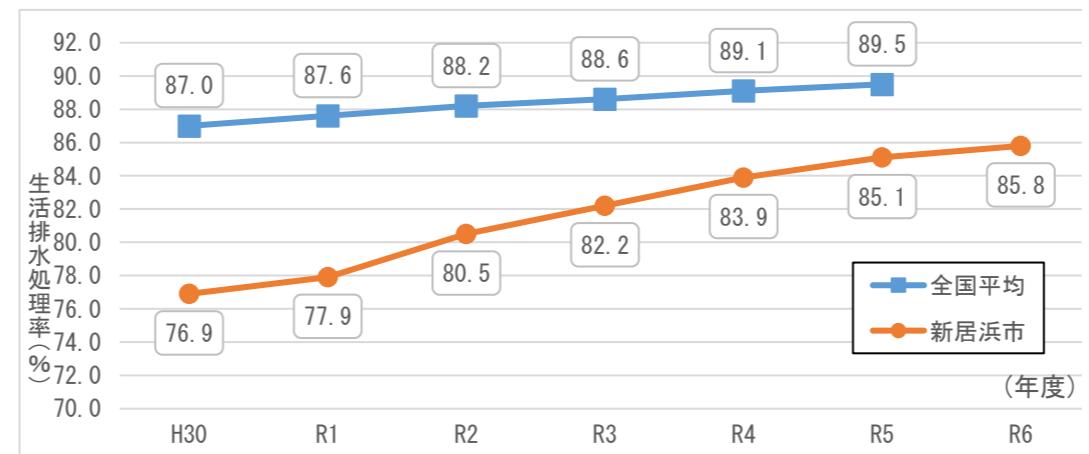
また、し尿及び浄化槽汚泥については、市が管理する終末処理場において安定的に処理し、安全に処理を継続できるよう適切な整備を行います。

本市の現況と課題

（1）生活排水処理の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 行政人口（計画区域内人口）	117,439	116,052	114,886	113,466	112,017
2. 水洗化人口 (生活雑排水処理)	94,565	95,388	96,420	96,633	96,163
(1) 公共下水道	75,170	74,626	74,261	74,393	73,834
(2) 合併処理浄化槽	19,395	20,762	22,159	22,240	22,329
3. 一部水洗化人口 (生活雑排水未処理) 〔単独浄化槽〕	14,045	13,730	12,204	10,924	10,355
4. 非水洗化人口	8,829	6,934	6,262	5,909	5,499

（2）生活排水処理率の推移



本計画における主な取組

（1）生活排水の適正処理の推進

公共下水道や合併処理浄化槽を活用し、生活排水を適切に処理することで水質改善を図ります。

（2）浄化槽の普及促進

浄化槽処理促進区域を指定し、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、補助金制度を活用して、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

（3）公共下水道の整備

今後の新規整備については居住誘導区域内を基本しながら、効果・効率的な整備を実施します。

公共下水道が整備された区域では、すべての家庭、事業所等が公共下水道へ接続するよう啓発あるいは指導を行います。

（4）し尿及び浄化槽汚泥の処理

し尿及び浄化槽汚泥は市が管理する終末処理場で安定的に処理し、安全に処理が継続できるよう適切な整備を行います。